

第2章 食と緑の現状と課題

1 農林水産業とその多面的機能についての県民の理解と活動の促進

情報の交流

地理的条件の不利な中山間地域において、インターネットなどを利用した情報発信は、都市部との重要な交流手段であり、これまで農業関係 Web ページの開設やいいともあいちネットワークの整備が行われてきています。

しかし、地域の情報をより効果的にインパクトのある形で発信するためには、情報の受発信機能を一元化し、総合的な情報ネットワークを創設することが不可欠です。

ふれあいの場づくりと県民活動の促進

この地域には、数多くの産地直売施設、ふれあい体験施設が整備され、これらを中心に市町村や JA のイベントなどを通じて様々な農林業体験の場が設けられ、都市住民等との交流が行われています。

しかし、まだ十分とは言えないため、教育機関や NPO と協働したふれあい体験施設の利用促進を始め、森林保全活動の場としての公有林・私有林の活用や農業体験の場づくりが必要です。

さらに、奥三河地域の自然景観、史跡、伝統文化等豊かな地域資源を生かした新たな体験交流ルートの開発や三遠南信自動車道の整備など交通条件の変化に合わせた産地直売施設の整備などを進めていく必要があります。

また、この地域の人口は、平成 17 年 1 月現在で 6 万 5 千人弱と少なく、地域の活性化を図るためには、豊橋、岡崎、名古屋などの周辺地域の人びととの交流・連携が不可欠になります。

このため、いいともあいち運動 や消費者と JA・生協との交流事業の拡充・支援、さらには NPO などによる森林整備活動の支援を通じて、県民活動を促進していく必要があります。

なお、県民活動を促進するに当たり、地域内で農林水産業に関し、優れた技能・知識を有する人びとと積極的に協働・連携していくことが必要です。



JA・生協の交流事業による
さといもの収穫体験

2 安全で良質な食料等の持続的な生産と供給の確保

食品の安全管理の推進

県は、JAS法に基づく食品表示の適正化を図るため、国、県及び食品表示ウォッチャーによる小売店舗に対する調査・監視を行うほか、主要な農産物の生産農家を対象に農薬の適正使用や生産履歴の記帳を推進しています。

一方、産地では、JA愛知東のトマト部会作手支部のように減農薬・減化学肥料などによる安全・安心な農産物づくり（いきいき愛知、ISO14001の認証取得）に取り組む動きも見られます。

消費者の安全・安心志向により一層応えられるよう、生産履歴の記帳率の向上が必要です。また、夏秋トマト、夏秋キャベツ、夏秋なすなどの主要産地において農産物環境安全推進マニュアルの導入を推進する必要があります。

品質や生産性を高める技術の開発・普及

主要作目であるトマト、イチゴ、鉢花、お茶については、低コスト・省力・品質向上に必要な技術の確立と普及を進めています。

今後、トマトでは養液土耕栽培の普及、鉢花では底面給水栽培における品質向上対策、お茶では収量・品質向上に必要な被覆栽培、イチゴの高設栽培では良苗生産技術の確立が必要です。

また、水稲の不耕起V溝直播栽培^{ふこうき ぶいみぞちよくは}では、収量向上及び品質向上の技術確立と普及が必要となっています。

林業では、高性能林業機械を活用した低コスト木材生産システムの現地実証を重ね、その普及を図ることが必要です。



イチゴの高設栽培

食料等の生産基盤の整備

この地域は、高地冷涼な気候から温暖な気候まで幅広く分布し、夏秋トマト、イチゴ、鉢花、お茶など特色ある農業生産が展開されています。

しかし、農産物需要の低迷、過疎化・高齢化に伴う担い手の減少などにより産地の活力低下が懸念されるため、担い手の育成・確保や新規就農に必要な機械施設、さらには劣悪な山間地営農等の生産条件を整備していく必要があります。

また、地域内の水田（20～30a区画）及び畑（末端農道完備）の整備は進められているものの、その整備水準は全県に比べやや遅れているため、山間地の営農実態に合わせたほ場整備とため池や用水路などの老朽化した施設の計画的な更新整備が必要となっています。

林道の整備水準については十分とは言えないため、これまで以上に森林施業の実施予定を考慮した林道の整備が必要となっています。また、林道整備と併せて生産コストを削減するうえで必要な高性能林業機械については、より一層積極的に活用していくことが望まれます。

水産業については、豊川・天竜川の2水系でアユ等の遊漁を主体とする内水面漁業が行われています。しかし、近年、冷水病による漁獲量の減少から客足が遠のき内水面漁業は大きな打撃を受けているため、この対策が急務となっています。

県内産食料等の消費と利用の促進

この地域は、早くから産地直売、生協と連携した産地直送、オーナ―園制度の導入が行われています。

しかし、生産者の高齢化が深刻化する中で生産意欲の低下や出荷量の減少などが懸念されるため、農業生産法人による産直品の供給促進などの活動支援が始められています。

最近では、設楽町のエゴマ、東栄町のコゴミ、豊根村のブルーベリーなどの新規作物やトマトの新品種「ルネッサンス」、じねんじょ「夢とろろ」は消費者の好評を得ています。さらには、酒造会社と連携した酒造好適米「ゆめさんすい夢山水」の栽培や愛知の伝統野菜「やなまる八名丸さといも」の販売促進なども行われ、地元農林水産物の利用促進に向けた特色ある取り組みが各地で行われています。今後とも、こうした活動を支援するとともに、山の恵みを生かした新たな作目の生産についても、積極的に支援していく必要があります。

加えて、地元農産物の学校給食への利用を通じ、「食」の大切さやそれを育てた自然のすばらしさを感じる“こころ”を育てる「食育」を推進することが必要です。

三河材の利用促進については、三河材認証制度の整備と普及啓発、さらには需要の大半を占める住宅分野への働きかけや公共土木事業などでの利用促進が必要です。



じねんじょ「夢とろろ」
（新城市 旧作手村）

食料等の流通体制の整備

地域内には、地方卸売市場が開設されておらず、野菜、花きなどの農産物の殆どは、名古屋、豊橋、浜松の市場へ出荷されています。

しかし、地域内を東西に横断する道路網の整備が十分ではないため、農業近代化施設の適正な配備に併せた広域農道の早期整備に期待が集まっています。

また、三河材の流通については系統出荷体制をより一層推進するとともに、木材価格が安く流通コストが吸収できない小径材や並材については、供給体制を見直して行くことが必要です。

担い手の育成等の推進

地域農業を担うべき認定農業者は、現在、69 経営体が認定され、新規就農はUターンを中心に年5人（平成16年度）が就農していますが、急速な高齢化、担い手の減少に追いつかないのが現状です。

このため、地域水田農業ビジョンに掲げられた担い手を中心に認定農業者への積極的な誘導や後継者が就農しやすい環境を整備するための家族経営協定の促進を図る必要があります。

さらに、新規就業の促進については、技術の習得、初期投資の資金、住居の手当などの条件整備のほか、農林水産業の子弟以外からの新規就業や団塊の世代などの定年退職者等への働きかけなど、幅広く就業促進活動を支援していく必要があります。

また、地域内には3つの野菜価格安定制度加入地域を中心に野菜の産地が形成されていますが、輸入野菜の増加に伴う価格低迷や高齢化の進行などから農業経営の悪化、担い手の不足が深刻な問題となっています。

このため、野菜産地強化計画の策定等を通じた高付加価値化や契約取引を推進し、農業経営の安定と若者にとって魅力ある産地づくりを進めていく必要があります。

地元の生活改善グループなどの行う郷土料理や地域食材を生かした加工品の提供は、利用者の好評を得ています。こうした優れた能力を持つ多くの女性や高齢者を、多様な担い手としてその活動を支援していくことが必要です。

林業の分野では、森林管理の中心的な担い手である森林組合を始めとする林業事業体の作業班に対し、高性能林業機械オペレーターの養成を進める必要があります。

支援組織の育成強化

農林水産業を支援する組織の育成強化には、関連する組織の再編整備を通じた経営基盤の強化が不可欠になります。

農業協同組合は、愛知県 JA 合併計画（15JA 構想）に基づく新城設楽地域の合併は完了し、JA 愛知東 1 農業協同組合となっています。

農業共済組合は、東三河地域一本化（新城広域、北設広域、宝飯地区、東三河南部の 4 組合の合併）、森林組合は新城・鳳来・作手 3 組合及び豊根・富山の 2 組合の合併が進められています。

土地改良区はより地域に根ざした開かれた組織として育成するため、21 世紀土地改良区創造運動 に基づく活動を促進しています。

また、この地域の農林水産業を支援する様々なボランティア活動なども促進していく必要があります。

3 森林、農地、海及び川の適正な保全

森林・農地の適正な利用促進

耕作放棄地は 449 ha（2000 年センサス）で、この 5 年間に 44% 増加し、今後も増加が懸念されています。適正な農業生産活動等を通じて耕作放棄の防止を図るため中山間地域等直接支払制度 が実施されていますが、その実施率は低く 57% に止まっています。

耕作放棄地を解消するためには、中山間地域等直接支払制度のほか、農業生産法人などによる利活用、和牛放牧、菜の花エコプロジェクトなどの景観保全の取り組みを総合的に組み合わせた地域ぐるみの対応が必要です。

耕作放棄の一因ともなる有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、JA 愛知東は新城・南北設広域鳥獣害対策協議会を平成 16 年 3 月に立ち上げ、広域的な対策に乗り出しており、各種対策を効果的に組み合わせた総合的な防除モデルづくりを支援していく必要があります。

担い手への農地の利用集積については、農林業公社や JA が実施する農地保有合理化事業 を通じて進められています。しかし、担い手の減少が顕著なため活動が停滞していることから、農地の利用調整機能の強化や新たな担い手機能の確保が必要となっています。

森林については、地域森林計画、市町村森林整備計画に基づく森林の適正な保全・整備の推進や、森林整備地域活動支援交付金 による計画的施業を支援しているところであり、さらに森林組合の合併により体制を強化するとともに、施業履歴の把握や村外所有者への働きかけを行い、合理的、効率的な森林管理を進める必要があります。

自然災害の防止

老朽化したため池や未整備のため池等の施設については、大規模地震等の自然災害による農地や集落への被害が懸念されています。

このため、ため池などの耐震診断や対策工事を推進するほか、ため池、用水路等を災害発生時の緊急水源として利活用したり、広域農道を緊急輸送路などとして活用していくことも必要です。

また、当地域は、保全すべき森林が多い割には保安林の指定率が25%と低いため、その指定を積極的に進めていく必要があります。

それら保安林において、治山ダムや土留工など土砂の流出や山崩れなどの山地災害を未然に防止するための治山施設の設置と併せて森林整備を実施し、森林の持つ水源かん養機能や山地災害防止機能等を高度に発揮させていくことが必要です。



水と緑を育む治山事業

環境と調和した森林や農地の整備

農地の整備については、市町村の農業振興地域を対象に策定した田園環境整備マスタープランの適正な運用に努めています。今後は、景観法に基づく農村景観や農道・ため池・水路などの周辺環境との調和にも配慮しながら整備を行っていく必要があります。

森林の整備に当たっては、生態系や環境との調和、さらには県民の憩いの場としての機能にも配慮しながら進めています。

今後は、多様な森林づくりを推進するため、人工林の複層林化、適地適木を原則とした天然林の育成が必要です。



県民の憩いの場
(県民の森)



複層林

水質の保全活動

地域内を南北に縦貫する天竜川・豊川の2水系の水質を保全するため、漁場クリーンアップ事業などにより関係市町村・漁協の協力を得ながら、廃棄物の除去、回収及び処理等を実施しています。

水源地域の生活排水処理の適正化を図るため、農業集落排水事業を推進しており、平成17年3月末で事業実施地区は13地区、このうち10地区で事業を完了しています。

今後、全県域汚水適正処理構想に基づき農業集落排水事業の計画的な推進を図るとともに、集排汚泥のリサイクルや農地還元を推進していく必要があります。

環境負荷の低減と資源の循環利用

家畜ふん尿については、家畜排せつ物法に基づく処理の適正化と良質堆肥の生産を図るため、家畜排せつ物処理高度化施設の整備等を推進しています。しかし、一部には家畜ふん尿の管理不足になる恐れがある農家が見られ、かつ、この地域は水源地帯であるため、畜産環境保全指導特別チームを中心に指導を強化していく必要があります。

一方、家畜ふん尿の利用促進を図るため、堆肥の水田利用について、牛ふん堆肥を使用した「おいしいお米づくり」の実証展示が進められています。

また、資源の循環利用を推進する観点から、おが粉等の木質バイオマスを家畜の敷料やバーク堆肥の資材に利用する取り組みも行われています。



農業用使用済プラスチックの回収作業

農業用使用済プラスチックの回収・適正処理については、JA 愛知東が、期日を指定して回収、全量を処理業者に委託して埋立処理が行われています。今後、さらに排出抑制と併せて、効率的回収、リサイクルを主体とした適正処理及び再生利用率の向上が必要です。

エコファーマーの認定については、トマト農家を始め14名にとどまっています。このため、農業者へのPRとともに、化学肥料に頼らず健全な植物体を作る上での基本となる土作りや天敵を利用した生物防除の技術など、環境にやさしい技術の普及推進を図っていく必要があります。

4 農山漁村における定住の促進

農山漁村における就業機会の増大

過疎化が進み、小規模集落が増加基調で推移する山村地域においては、定住の促進が大きな課題です。そのためには働く場が必要であり、農林水産業の活性化による就業機会の増大を図る必要があります。

つくで手作り村を始めとする交流促進の拠点となる施設では、都市住民が農林業体験などを通じて地域住民との交流を深める一方、地域の女性や高齢者の能力発揮の場あるいは就業の場ともなっています。今後、こうした新たな取り組みを推進・支援していく必要があります。

さらに、リタイヤする団塊の世代の受入れに必要な住居などの条件を整備しながら、定住促進あるいは定住への段階的な取り組みが必要となっています。



体験交流施設「つくで手作り村」

生活環境の整備

農山村の生活環境の整備を図るため、これまで、簡易給水施設を始めとする各種の施設整備を推進してきました。しかし、生活排水の処理施設は十分ではなく、引き続き農業集落排水事業の計画的な推進が必要です。

また、棚田などの美しい農村景観は、そこに住む人びとだけでなく、そこを訪れる人びとの心を和やかなものにし、農業用ため池は、かんがい用水の確保や洪水調節といった本来の機能だけでなく、住民が憩い、楽しむことのできる貴重な水辺空間ともなります。



農業用ため池「^{きだいけ}定池（新城市）」

このような美しい農村景観や豊かな生活空間は、地域をより魅力あるものとし、都市との交流を盛んにしたり、定住への動機づけにもなるため、それらの保全・整備が必要です。